

# なくす会ニュースレター

〒330-0064  
 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内  
 Tel048-844-8972 Fax048-844-8973  
 nakusukai.01@saitama-k.com  
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

## （旬）台企画に対し、差止請求訴訟を提起しました（2018年1月29日）

2018年1月29日、「有限会社 台企画」（本社：神奈川県横浜市、以下、当該事業者という）に対する差止請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。



なくす会（以下、当会）として5件目の差止請求訴訟となります。

### 1. 訴訟に至るまでの経緯

当会では、2016年10月より当該事業者に対し「問合せ」「申入れ」「差止請求書」と題する書面を送付し、下記条項の使用停止もしくは適切な条項に修正することを求めてきましたが、回答が得られず、やむなく差止請求訴訟を提起するに至りました。

### 2. 差止の対象条項 当該事業者が定めている次の条項について差止を求めました

差止の対象条項	問題とする理由
<b>(1) 当該事業者の責任を全部免除するとの条項の差止</b> 契約条項第8条（会員の義務と遵守事項）第13項「交際相手とのトラブルについては自己責任とし、甲及び連盟は責任を負わないものとします。」	契約者と交際相手との間にトラブルが生じた場合に、当該事業者に帰責事由が存する場合にも損害賠償責任の全部を免除する趣旨と解され、消費者契約法第8条第1項第1号及び同条同項第3号により無効である。
<b>(2) クーリング・オフ期間の始期を契約日とする条項の差止</b> 契約条項第17条（クーリング・オフ） 「乙がクーリング・オフ期間（契約日から8日間）内に契約の解除を申出た場合には、甲は無条件で契約を解除します。」	当該事業者は、特定継続的役務提供事業者として特商法第41条ないし第50条の規制を受けます。クーリング・オフ期間の開始される起点を「契約日（入会申込身上書を提出した日）」としており、同法第48条第1項の「書面を受領した日から起算して8日」とする規定に反しているとともに、クーリング・オフの権利行使期間が早く消滅することとなり、同法第48条第8項に照らして無効である。
<b>(3) 中途解約する場合の損害賠償額の予定又は、違約金に関する条項の差止</b> 契約条項第18条（中途解約）第2項 中途解約する場合の損害賠償額の予定又は違約金を「①入会金を契約期間で期間按分し算出した、経過月数分の費用。②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円）。③解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）」の合計額とする規定	上記の②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円）は、特定商取引法第49条第2項第1号に定めのない損害賠償額の予定又は違約金の定めであり、同法第49条第2項第1号で定められた金額より過大な負担を消費者に課すものであり、同法第49条第7項に照らして無効である。

### 3. 進捗状況

訴訟提起後、当該事業者と面談実施。第1回期日は3月23日（金）10時30分

## “あの手この手”の消費者被害 ～あなたの“知る”が身近な人も守ります～

2018年3月1日(木)10時より、浦和コミュニティセンター第13集会室にて、貞松宏輔弁護士を講師に迎え学習会を開催し、27人が参加しました。



### 【学習会の概要】

一口に消費者被害といっても、その内容は実に様々ですが、数十年前に被害が多発した「原野商法」は最近また手口を変えて増加しており、2004年のピーク時には192万件の相談があった「架空請求」も増えているなど、以前からある手口が“あの手この手”で変化しながら広がっています。さらに、ネットでの架空請求は無視することに慣れてきている若者が、「ハガキによる架空請求」を信じてしまい被害に遭うなど、若者が消費者被害に遭うケースも多くあります。被害に遭うのは高齢者だけではありません。多岐に渡る被害の手口の中で共通するポイントを学ぶことが、ご自身のみならず、お子さんやお孫さん、周りの方々を被害から守ることにつながります。

### 【若者が被害者として増加している消費者被害実例（概要）】

- (1) 情報商材：金儲けの方法等の情報・ノウハウを販売することを内容としたもの  
大学生Aが、友人の紹介でBから「株価の変動を予測し資産運用を行うことで“100%利益が出せる”ソフトを開発した。紹介なので100万のところ50万にする」との話に乗り、50万円を消費者金融から借りて購入したが、全く利益が出ない。
- (2) サブリース：一般的に、不動産について転貸を目的として一括借上すること  
就職して2年目のAが、営業先のBから「マンションの一室を買って見ないか。ローンを組んで購入した一室をBの会社が借り第三者に部屋を貸し、賃料をローンの返済に充てると30年後には完済、マンションも手に入るからお得」だと言われ契約した。リスクは？
- (3) エステ  
体験コースを受けたところ、気に入ったので、10回で20万円のコースを申し込んだ。その後受けたエステは体験コースの時と違い、肌に合わないと感じ契約を辞めたい。先払いした料金は返金してもらえるか。
- (4) インターネット通販、特に定期購入トラブル  
「今だけ限定！1ヶ月分が実質無料」と記載された商品を注文後、1ヶ月後にまた商品が届いた。連絡すると「4ヶ月間の定期購入が条件。2回目以降は月4000円の支払いを」と言われた。改めてホームページを見ると、離れた場所に小さな文字で書かれていた。

### 【もし被害に遭ってしまったら被害回復はできるのか】

交渉して被害に遭ったお金を返してもらおうことが最終目的となるが、事業者と連絡がつかないケースも多く、費用を回収できないことも多い。「契約を辞めようと思ったらいつでも辞められるものではない」ことを理解した上で契約（購入）することが大切。

### 【被害を未然に防ぐために気を付けてもらいたいポイント】

被害に遭った時の対処法を学ぶのも重要だが、被害に遭わないことが一番。「勧誘・契約・支払」の時には、①話を聞いたその日に契約しない、お金を払わない②どんな契約でも事前に家族、友人、消費生活センター、弁護士など必ず誰かに相談を。相談する癖をつけることが大事③自分のお金を相手に渡しても良いのか、充分考える。クレジット決済はあなたの借金。前払い、借入れのリスクは大丈夫？相手の会社が約束を守らないかも。

### 【参加者の感想より一部抜粋】

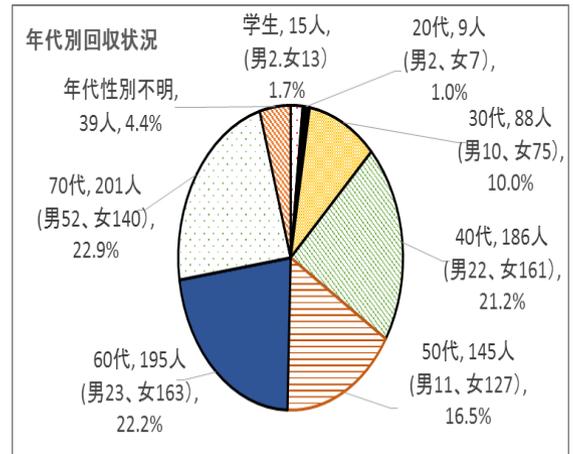
- 一歩立ち止まって、被害に遭う前の予防が大切だと思った
- 話を聞くだけでなく、逆に(何が問題か、どう対処したらよいか)等、質問される形式は初めてだったが、真剣に考えることができ良かった



# 消費者被害アンケート・めやすばこ「電力・ガス自由化について」まとめ

→ まとめの詳細は、なくす会ホームページ>その他の活動報告 でダウンロードできるように準備中です（4月以降アップ予定）

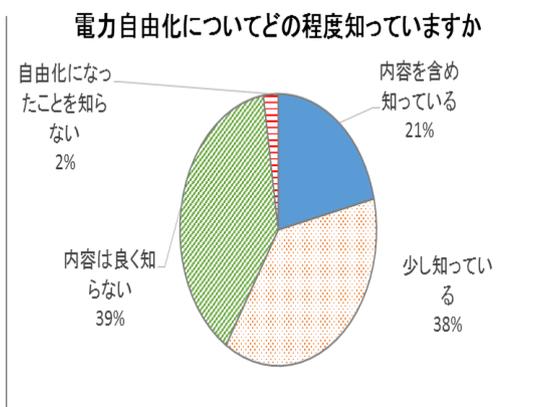
- ◆実施期間：2017年10月～2018年1月
- ◆配布対象：会員団体、市民まつり等
- ◆有効回答：878枚（99.5%）回収：882枚
- ◆回答者構成：男性14.0% 女性78.1% 不明7.9%



## 結果概要：(1) 電力自由化について

1. 電力自由化について、「内容を含め知っている」「少し知っている」「自由化になったことは知っているが、内容はよく知らない」の合計は全体では98%でしたが、「内容はよく知らない」との回答はそのうちの39%でした。（図1）。

【図1】

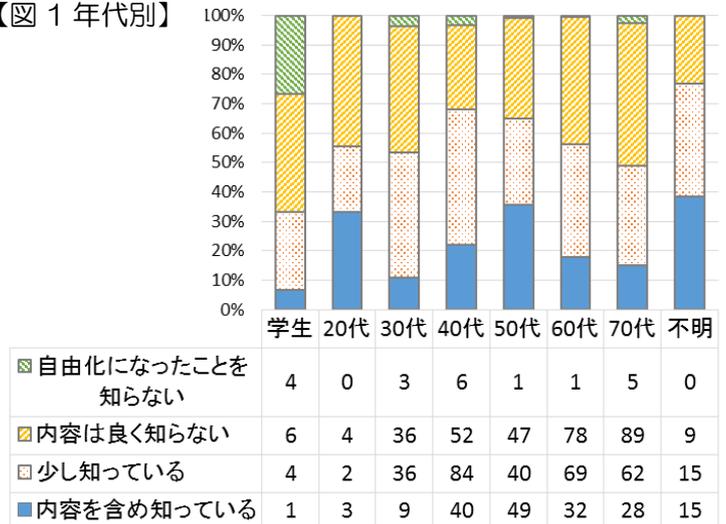


2. 「電話や訪問での勧誘を受けたことがありますか」との問いには、44%が「受けたことがある」と回答しています（図2）。年代が上がるにつれて「受けたことがある」との回答が増加する傾向があります。電話勧誘も訪問勧誘も受けたとの回答は92人おり、うち、70代で2名が「気づかないうちに契約したことになる」、4名が「セットで契約したが解約に際しそれぞれ違約金が発生した」と、トラブルにつながるおそれのある勧誘を受けていました。

勧誘時、「セットで契約すれば電気料金が安くなる」と言われたのは勧誘を受けた人数のうち52%でした。

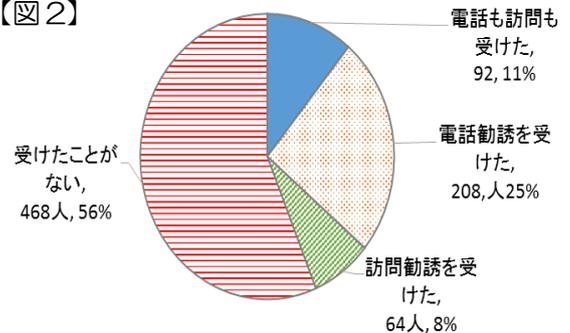
電力自由化についてどの程度知っていますか

【図1 年代別】



電話や訪問での勧誘を受けたことがありますか

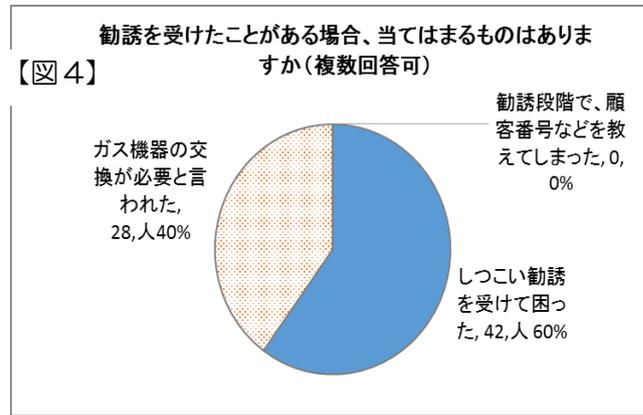
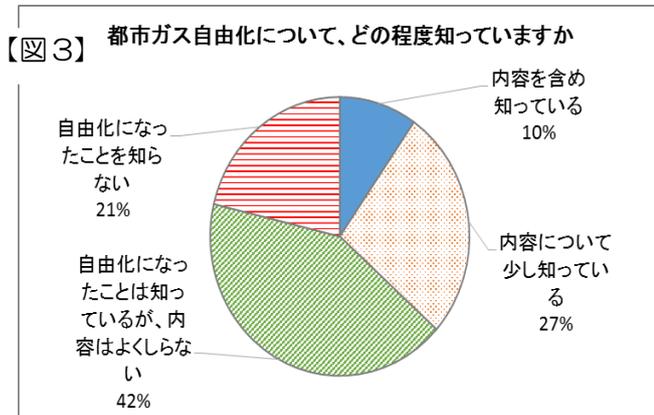
【図2】



## (2) 都市ガス自由化について

1. 2018年4月1日からスタートした都市ガス小売り全面自由化について、「内容を含め知っている」「内容について少し知っている」との回答は全体で37%あり、「自由化になったことを知らなかった」との回答は21%と、電力自由化になったことは「知らなかった」の2%と比して、認知度がかなり低い結果となりました（図3）。

2. 電話勧誘や訪問勧誘を受けたことがあるのは、全体で27%（205人）でした（図4）。うち、ガス機器の交換が必要と言われたとの回答は40%（28人）でした。



### 調査から見てきたこと・今後に向けて

- ✓ 2016年4月にスタートし、参入する企業も多く、メディアでも取り上げられることの多かった電力小売全面自由化だが、「内容を含め知っている」「少し知っている」との回答は6割弱であり、消費者が認知している状況とは言い難い。
- ✓ 単に「自由化になったことを知っている」だけではトラブルになったり、良く理解した上で検討・契約したりできないことも予想される。「内容まで理解している」消費者が増えるような施策が望まれる。
- ✓ 実際にトラブルまで発展したケースは多くはなかったが、新しい契約先が倒産しても電気の供給が止まらないことを知らなかったとの回答も多いことから、消費者が誤解していることも多いと思われ、トラブル防止のためにもわかりやすい啓発の機会が望まれる。
- ✓ クーリング・オフの可否についてはある程度認知度があることがわかったが、クーリング・オフそのものを知らない、あるいは、知っていても具体的なクーリング・オフの手続きについて知らない消費者もいると思われるため、注意喚起が必要だと思われる。
- ✓ 「電気料金が安くなる」という情報・勧誘が先行し、再生可能エネルギーの普及など本来の自由化の目的である「ライフスタイルや価値観に合わせた電気の売り手やサービスの選択」が出来ることについての情報がおきざりにされている感がある。
- ✓ さらに、都市ガス小売自由化については、自由化になったことすら認知されておらず、悪質な事業者にも勧誘されトラブルに発展することの無いよう、勧誘時に気を付けるポイントなどの啓発も求められる。
- ✓ 関連業界団体などに、消費者に対するわかりやすい情報提供を求める働きかけなどを行っていききたい。

### 総会日程のお知らせ、この間の主な会議、訴訟関連の予定について



《第15回通常総会のご案内》 詳細は次号(5月中旬発行予定)でお知らせします

2018年6月26日(火) 10時30分～ 浦和コミュニティセンター第15集会室

理事会：2017年度第5回(2018/1/25) 検討委員会：1月(1/25)、2月(2/20)

活動委員会：2017年度第7回(1/16)、第8回(2/16) 第9回(3/14)

第24回適格消費者団体連絡協議会：3/3～4(岡山)

(株)NTTドコモ訴訟：判決言い渡し(4/19)

(有)台企画訴訟：第1回期日(3/23) 10時30分  
さいたま地裁C棟101号法廷

- ◇ 3回目となる適格消費者団体の認定が更新されました。有効期間は平成36年3月4日です。
- ◇ 現在、特定適格消費者団体の認定を申請中です。

- ◆商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!
- ◆埼玉県消費生活支援センター(埼玉県生活科学センター内) Tel 048-261-0999
- ◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188 (いやや!) (0570-064-370)